

# 警 備 業 務 処 理 要 領

## 1 総 則

この要領は、作業の概要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても、軽微な内容で委託者が庁舎管理上必要と認められた業務は、状況に応じ委託料の範囲で実施するものとする。

## 2 警備箇所等

北海道消防学校（所在地 江別市中央町16番地の1）

## 3 警備方法

事故の発生を警戒し、異常の早期発見と被害の拡大防止措置を施すことを目的とし、受託者が前項の施設に設置した機械装置により感知される異常の有無を、警備員が待機する基地局において受信する機械警備とする。

## 4 警備業務の内容

- (1) 火災、盗難等の事故発見・防止及び初期処置に関する業務
- (2) 機械警備のために設置した各種機器の保守管理に関する業務
- (3) 警備業務実施後の記録及び報告に関する業務
- (4) その他警備業務にあたり必要と認められる業務

## 5 警備業務の実施

- (1) 上記4の警備内容に定めがなくても、当該業務上必要な業務については、誠意を持って行うものとする。
- (2) 警備業務実施計画書を作成し、これを事前に提出し、委託者の承認を受けるものとする。
- (3) 緊急時の対応についての連絡体制図を委託者に提出するものとする。

## 6 警備機器等

- (1) 警備に必要な防犯機器及びこれに付随する一切の設備（以下「機器等」という。）の設置は、別紙図面のとおりとし、警備箇所をもれなく感知できるよう適切に設置すること。
- (2) 機器等設置に伴う費用は、受託者の負担とする。また、電話回線の設置及び通信費についても、受託者の負担とする。
- (3) 機器等によって感知した異常は、受託者設置の電話回線を利用し送信すること。
- (4) 機器等により庁舎に備えている火災報知器及びガス漏れ警報器の異常の監視すること。

## 7 警備実施時間

委託者から機器等による警備開始の信号を受けたときに警備を開始し、委託者から警備解除の信号を受けたときに警備を終了する。

## 8 受託者の基地局（及び待機所）

- (1) 基地局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

基地局 名 称  
所在地

- (2) 待機所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

待機所 名 称  
所在地

## 9 緊急時の対応

警備業法第43条の規定に基づく機械警備業者の即応体制の整備の基準等を遵守すること。

警備業務中に異常警報を受信したときは、次の措置を講じるとともに、速やかに委託者の指定する職員に通報するものとする。

### (1) 防 犯

盗難、暴力破壊発生時と判断した時は、警備員を臨場させ、異常事態の内容を確認するとともに、関係官庁に通報する。

### (2) 防 火

火災発生と判断した時は、直ちに関係官庁に通報するとともに、警備員を急行させ、必要な措置を講ずること。

#### 10 機械装置の設置及び撤去

- (1) 機械装置を設置する場合は、事前にその設置しようとする装置の名称、数量、設置箇所、装置製造年月が確認できる書類を委託者に提出し、その承認を受けるとともに、設置完了後は遅滞なく、機械装置設置状況図（配線に関する事項を含む）を作成して委託者に提出しなければならない。
- (2) 契約期間の終了、契約の解除又は契約の変更等により機械装置全てを撤去する場合は、事前に委託者と協議のうえ実施するものとする。
- (3) 設置及び撤去の費用については、受託者の負担とする。

#### 11 鍵の授受及び保管

警備業務上必要とする施設の鍵は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 厳重に取扱い、保管すること。
- (2) 鍵は、警備業務以外には使用しないこと。

#### 12 機器等の保守点検

- (1) 受託者は、警備対象に設置された機器等について、定期的に保守点検を行い、正常動作を確認し、委託者又は業務担当員に提出しなければならない。  
万一、機械機器の故障により作動に異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全措置を講じなければならない。
- (2) 機械装置の交換や修繕に係る費用については、受託者の負担とする。

#### 13 報告書の提出

受託者は速やかに、前月分の警備報告書（別記第1号様式）及び警備稼働状況報告書（別記第2号様式）を委託者又は業務担当員に提出するものとする。

なお、受託者が備える様式において報告すべき内容が具備されている場合は、別記様式に換えて提出することができるものとする。

また、受託者は、機械警備業務において異常警報を受信し、警備員が巡回等を行ったときは、その具体的な内容及び対処方法等について、任意書式の文書により速やかに委託者に報告するものとする。

#### 14 北海道消防学校校舎改築工事等に伴い機器等の数量及び業務内容に変更が生じる場合の取扱い

##### (1) 取扱い

当該工事又はその他の施設改修工事に伴い、機器等の数量及び業務内容の変更を要する場合、委託者は受託者と事前に協議を行い、変更契約を締結する。

##### (2) 予定工事内容及び期間（契約関係範囲のみ）

令和4年度～令和6年度 校舎公用車車庫解体、新校舎改築、北辰寮・救急棟改修  
令和6年度～令和8年度 現校舎解体、渡り廊下接続

#### 15 その他

この処理要領に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。